



支える人を、  
ひとりにしない。

こころやからだに不調のある家族の  
介護や援助を行う人を「ケアラー」といいます。

悩みや不安がある場合は、ひとりで悩まず相談してください。

## 令和4年4月 北海道ケアラー支援条例 施行

相談先の一覧

子ども相談支援センター  
(北海道教育委員会(文部科学省))

児童相談所相談専用ダイヤル  
(北海道・厚生労働省)

北海道ヤングケアラー  
相談サポートセンター(北海道)

高齢の家族の介護や援助に関する相談  
(地域包括支援センター)

障がいのある家族の介護や援助に  
関する相談(市町村窓口)

詳細はこちらをご覧ください▶

